

「ねんきん定期便」をお送りします。

「ねんきん定期便」は、国民年金および厚生年金保険に加入している皆様に、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や老齢年金の見込額などに関する情報をお送りするものです。

お知らせした年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合は、同封の「年金加入記録回答票」でご回答ください。（「もれ」や「誤り」がない場合は、ご回答いただく必要はありません。）

同封した書類

○ねんきん定期便

- ・ 「これまでの年金加入期間」、「（参考）これまでの保険料納付額」 …C-1 ページ
- ・ これまでの『年金加入履歴』です。 …C-2 ページ
- ・ これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。 …C-3 厚ページ
（厚生年金保険の加入履歴がある方のみ同封しています。）
- ・ これまでの国民年金保険料の納付状況です。 …C-3 国ページ
（国民年金の加入履歴がある方のみ同封しています。）

○「ねんきん定期便」の見方ガイド**○年金加入記録回答票、返信用封筒**

「ねんきん定期便」には個人情報に記載されていますので、大切に保管してください。

日本年金機構ホームページのご案内

「ねんきん定期便」の見方、年金事務所の所在地などについては、
日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) をご覧ください。

「ねんきんネット」のご案内

- 「ねんきんネット」では、24時間いつでも、ご自宅のパソコンやスマートフォンで、すべての期間の年金加入記録を確認できます。
 - 「年金を受け取る年齢を繰り上げた場合」、「働きながら年金を受け取る場合」など、さまざまな条件に応じた年金見込額を試算できます。
 - 「ねんきんネット」では、郵送による「ねんきん定期便」に代えて、電子版「ねんきん定期便」で年金加入記録などを確認できます。
 - 「ねんきんネット」のご利用の登録には、ご自身の基礎年金番号が必要です。
 - ご利用の登録後、「ねんきんネット」のご利用に必要な「ユーザID」を郵送でお知らせいたします（5日間程度かかります）。
- ぜひ、「ねんきんネット」をご利用ください。

【ご利用登録】

1. 登録画面へ！

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

2. 必要事項を入力！

- 1 基礎年金番号
- 2 メールアドレス
- 3 お客様の情報（氏名、生年月日）
などを入力

3. ハガキをお送りします！

お申し込み後5日間程度で、ユーザIDをお知らせするハガキを郵送します。

お問い合わせは『ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル』へ



0570-058-555

※お客様の電話番号が050から始まる場合は、

03-6700-1144 へお電話ください。

お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

【受付時間】 月～金曜日：午前9時～午後7時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで

※祝日、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。

ねんきん定期便



日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

様の「ねんきん定期便」です。

この「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成しており、
平成 年 月までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

基礎年金番号	公務員共済の加入者番号	私学共済の加入者番号

(お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。)

このお知らせは、見方ガイドの2～3ページをご覧ください。

1. これまでの年金加入期間

国民年金 (a)			船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
厚生年金保険 (b)				月	月	月
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計			
月	月	月	月			

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金		国民年金保険料 (第1号被保険者期間)
		(累計額) 円
(2) 厚生年金保険		厚生年金保険料 (被保険者負担額)
一般厚生年金期間		(累計額) 円
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)		(累計額) 円
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)		(累計額) 円
これまでの保険料納付額 【(1) + (2)】		(累計額) 円

【備考欄】

※このマークは音声コードです。
目の不自由な方に、ご自身の
年金加入記録に関する情報を音声
でご案内します。



これまでの『年金加入履歴』です。

表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
(このお知らせは、見方ガイドの4～7ページをご覧ください。)

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を 取得した年月日	⑤資格を 失った年月日	⑥加入月数
1	厚年	厚生年金保険 (基金加入期間	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
			平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	)
2	国年	第1号被保険者 (空いている期間があります。	平成 5. 10. 1	平成 7. 4. 1	18
					)
3	厚年	東京株式会社	平成 7. 10. 1	平成16. 4. 1	102
4	国年	第3号被保険者	平成16. 4. 1		120

⑦国民年金 (a)										⑧船員保険 (c)	
納付済 月数	全額免除 月数	半額免除 月数	4分の3 免除月数	4分の1 免除月数	学特等 月数	第3号 月数	納付済等 月数 計	付加保険料 納付済月数 (再掲)	未納月数 (※)	加入月数	加入期間
14	0	0	0	0	0	120	134	(0)	1	0	0
⑨厚生年金保険 (b)								⑩年金加入 期間合計 (未納月数を除く)			
一般厚生年金(厚年)		公務員厚生年金(公共)		私学共済厚生年金(私学)		厚生年金保険 計		⑪合算対象期間等		⑫受給資格期間	
加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数 (経過の職域)	加入期間 (経過の職域)	加入月数 (経過の職域)	加入期間 (経過の職域)	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)	
120 (18)	120 (18)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	120 (18)	120 (18)	254	3	257	

※納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、
「未納月数」に含まれている場合があります。

これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。

表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。

(このお知らせは、見方ガイドの8～9ページをご覧ください。)

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※blank（空白）となっている月は、厚生年金保険に加入していないことを示します。なお、国民年金に加入している月の場合も、同様にblankで示されますので、C-2の『年金加入履歴』とあわせてご確認ください。													
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												

(このお知らせは、見方ガイドの10～11ページをご覧ください。)

※昭和51年以前の国民年金保険料の納付状況の一部については、年度単位で管理しているものがあり、各月毎の納付状況が確認できない場合があります。その場合の月別納付状況欄は「***」が表示されます。

年金加入記録に「もれ」や「誤り」があった場合の手続きの流れ

お知らせした年金加入記録を十分にご確認ください。
・「ねんきん定期便」の見方は、2～11ページをご覧ください。

「もれ」や「誤り」がある

「もれ」や「誤り」がない

ご回答いただく必要はありません。

「年金加入記録回答票」を記入してください。

・記入方法は「年金加入記録回答票」の裏面をご覧ください。

「年金加入記録回答票」を返送してください。

・同封の返信用封筒に「年金加入記録回答票」を入れ、ポストに投函してください。

日本年金機構において年金加入記録の調査・確認を行います。

・調査・確認の結果をお送りするまでに相当期間がかかりますことをご容赦ください。

年金加入記録の統合（確認完了）

お問い合わせ先

『ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル』

お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。



0570-058-555 03-6700-1144 (一般電話)

※お客様の電話番号が050で始まる場合は

【受付時間】月～金曜日：午前9時～午後7時まで

第2土曜日：午前9時～午後5時まで

※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

ご利用にあたっての留意事項

- ・ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用できます。ただし、一般固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金となります。
- ・「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になるケースが発生しています。おかけ間違いのないよう、ご注意ください。
- ・月曜日などの休日明けやお手元に通知書が届いた直後（5日間程度）は、電話がつながりにくくなります。週の後半や月の後半はつながりやすくなっています。
- ・オンライン端末の稼働時間によっては、ご照会の回答が翌日以降になる場合があります。

「ねんきん定期便」の見方ガイド（老齢年金受給者）

このパンフレットは「ねんきん定期便」をご覧になるときに参照ください。
また、お送りした「ねんきん定期便」は、大切に保管しておいてください。

被用者年金制度の一元化について

平成27年10月1日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号）が施行されました。同日以降、会社員・公務員の区別なく、同額の報酬であれば同額の保険料を負担し、同額の公的年金給付を受け取るという公平性を確保することで、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険制度に公務員および私立学校の教職員も加入することとなりました。

※被用者年金制度の一元化後は、現に加入している（または最後に加入していた）公的年金制度とその被保険者種別に応じて、各実施機関から「ねんきん定期便」をお送りします。

公的年金制度と被保険者種別	「ねんきん定期便」を送付する実施機関
国民年金の第1号被保険者および第3号被保険者	日本年金機構（厚生労働大臣から受託）
厚生年金保険の一般厚生年金被保険者	
厚生年金保険の国共済厚生年金被保険者 （国家公務員共済組合の組合員）	国家公務員共済組合連合会
厚生年金保険の地共済厚生年金被保険者 （地方公務員共済組合の組合員）	地方職員共済組合（地方共済事務局・団体共済部）、 公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、 全国市町村職員共済組合連合会（市町村職員共済組合、 都市職員共済組合、指定都市職員共済組合）
厚生年金保険の私学共済厚生年金被保険者 （私立学校教職員共済制度の加入者）	日本私立学校振興・共済事業団

ご自身の年金加入記録に「もれ」や「誤り」はありませんか？

これまで、皆様に「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」などのお知らせをご確認いただき、「もれ」や「誤り」がある旨ご回答いただいた方のうち、多くの方の年金加入記録が回復しています。

お勤めされていた期間が短期間であっても、年金の受け取りに結び付く可能性があります。

さらに、消費税率10%への引き上げ時（平成29年4月）に、老齢年金の受け取りに必要な年金加入期間が25年（300月）から10年（120月）に短縮することが予定されています。

ご自身の年金加入記録をご確認いただき、「もれ」や「誤り」があると思われる方は、「ねんきん定期便」に同封している「年金加入記録回答票」でご回答いただきますようお願いいたします。

「ねんきん定期便」の見方①

1. これまでの年金加入期間

a 「国民年金 第1号被保険者」欄

- ◆保険料を納めている期間および保険料が免除された期間の月数を表示しています。
※3/4免除など、保険料の一部が免除された期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り納付済月数に含まれます。
- ◆保険料を前納している期間は、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の期間であっても、納付済月数に含めて表示しています。

b 「国民年金 第3号被保険者」欄

- ◆現在、第3号被保険者の期間として登録されている月数を表示しています。

国民年金の第3号被保険者とは

- ・昭和61年4月以降の期間で、年収が130万円未満で20歳以上60歳未満の方が、厚生年金保険（各共済組合制度を含みます。以下同じ）に加入している配偶者（第2号被保険者）に扶養されている場合、この方を「第3号被保険者」といいます。

- ・第3号被保険者の国民年金保険料は、配偶者（第2号被保険者）が加入している厚生年金保険が一括して負担しますので、個別に納めていただく必要はありません。

種別変更届の提出のお願い

- ・第3号被保険者の期間として登録されている期間であっても、次の期間は第1号被保険者に該当します。
 - ・配偶者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失していた期間
 - ・ご自身の収入が増加したことなどにより、配偶者の扶養から外れていた期間
 - ・配偶者が厚生年金保険の被保険者であるが65歳以上（年金を受け取る権利がある方）の期間

- ・第1号被保険者に該当している場合は、住所地の市（区）町村の国民年金担当窓口へ種別変更の届出が必要となりますので、忘れずに届出してください。

※すでに種別変更の届出を行っていても、この「ねんきん定期便」の作成年月日までに国のシステムへの登録が間に合わなかったため、表示が異なっている場合があります。

特定期間該当届の提出のお願い

- ・実際は第1号被保険者であるが、上記の種別変更の届出が行われていないため、そのまま第3号被保険者として登録されている期間を「3号不整合期間」といいます。この期間は「保険料未納期間」として取り扱われます。

- ・この「3号不整合期間」のうち、これを訂正した時点において、国民年金保険料の徴収時効が成立して納められなくなった期間を、「時効消滅不整合期間」といいます。※国民年金保険料は納付期限から2年を経過すると時効で納めることができません。

- ・「時効消滅不整合期間」がある場合は、「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」を提出することにより、「特定期間」として受給資格期間に算入できるようになります。お心当たりの方は、年金事務所にお問い合わせください。

c 「合算対象期間等」欄

- ◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- ◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
- ◆「特定期間」は、ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。
- ◆「合算対象期間」と「特定期間」の内訳は、「ねんきん定期便」の「これまでの国民年金保険料の納付状況です」（C-3国ページ）でご確認ください。

ねんきん定期便

日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

様「ねんきん定期便」です。
この「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成されており、平成 年 月までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

基礎年金番号	公務員共済の加入者番号	私学共済の加入者番号

（お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。）

このお知らせは、見方ガイドの2～3ページをご覧ください。

1. これまでの加入期間		国民年金 計 （未納月数を除く）	国民年金加入期間 合計 （未納月数を除く） （a+b+c）	合算対象期間等 （d）	受給資格期間 （a+b+c+d）
第1号被保険者 （未納月数を除く）	第3号被保険者				
月 月 月	月 月 月	月 月	月 月	月 月	月 月

厚生年金保険（b）

一般厚生年金	公務員厚生年金 （国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金 （私立学校の教職員）	厚生年金保険 計	月 月	月 月
月 月 月	月 月 月	月 月 月	月 月	月 月	月 月

（参考）これまでの保険料納付額

	国民年金保険料（第1号被保険者期間）	
	（累計額）	円
（2）厚生年金保険	厚生年金保険料（被保険者負担額）	
一般厚生年金期間	（累計額）	円
公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	（累計額）	円
私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）	（累計額）	円
これまでの保険料納付額【（1）+（2）】	（累計額）	円

【備考欄】

※このマークはQRコードです。
目の不自由な方に、ご自身の
年金加入記録に関する情報を画面
でご覧いただけます。

C-1

（参考）これまでの保険料納付額

d 「（1）国民年金（第1号被保険者期間）」欄

- ◆下記の条件で、加入当時の保険料額を基に計算しています。

- ・付加保険料納付済期間は、付加保険料額を含めて計算しています。
- ・国民年金保険料の前納期間は、割引後の保険料額を基に計算しています。
- ・国民年金保険料の追納期間は、加算額を含めた保険料額を基に計算しています。
- ・国民年金保険料の一部免除（1/4免除、1/2免除および3/4免除）期間は、免除後の残余の保険料額を基に計算しています。

e 「（2）厚生年金保険」欄

- ◆下記の条件で、加入当時の報酬（標準報酬月額・標準賞与額）に、加入当時の保険料率（掛金率）を乗じて計算しています。

各種共通

- ・被保険者負担額のみを計算しています。
- ・※厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者が折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。
- ・※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、お勤め先の会社などによって異なるため、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。

- ・旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合の加入期間は、厚生年金保険へ統合された平成9年4月以降の保険料納付額のみを計算しています。

- ・旧農林共済組合の加入期間は、厚生年金保険へ統合された平成14年4月以降の保険料納付額のみを計算しています。

「一般厚生年金期間」欄

- ・育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

- ・産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。

- ・厚生年金基金の加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いた保険料納付額を計算しています。

「公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）」欄

- ・国家公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制度が導入された昭和61年4月以降の保険料納付額のみを計算しています。

- ・国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間は、保険料納付額を計算していません。

- ・地方公務員共済組合の加入期間は、地方公務員共済組合内で掛金率が統一された平成元年12月以降の保険料納付額を計算しています。

- ・国家公務員から地方公務員に転職されている場合または地方公務員から国家公務員へ転職されている場合は、それぞれの期間について、上記の計算方法により保険料納付額を計算しています。

- ・国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算しています。

- ・地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（みなし標準報酬月額および掛金率）を基に計算しています。

「私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）」欄

- ・育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

- ・産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。

f 【備考欄】

- ◆「退職一時金等返還見込額」が表示されている方は、老齢厚生年金を受け取る権利を有することとなった場合に、この退職一時金等返還見込額（退職一時金に利子相当額を加算した金額）を返還していただくことになります。なお、この金額は、あくまで見込額であるため、実際に返還していただく金額と異なる場合があります。詳しくは、各共済組合等にお問い合わせください。

「これまでの『年金加入履歴』です。」の見方①

a 「②加入制度」欄

◆加入した年金制度を表示しています。

国年：国民年金
 厚年：厚生年金保険
 船保：船員保険
 公共：公務員共済制度（国家公務員共済組合または地方公務員共済組合）
 私学：私立学校教職員共済制度

b 「③お勤め先の名称等」欄

◆「②加入制度」欄が「国年」の場合は、被保険者の種別（下表参照）を表示しています。

種 別	該 当 者
第1号被保険者	日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の方とその配偶者（厚生年金保険（共済組合を含む）に加入しておらず、第3号被保険者でない方）
第2号被保険者	厚生年金保険（共済組合を含む）に加入している方 ただし、65歳以上で若年基礎年金などを受ける権利を有している方は除きます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で、原則として年収が130万円未満の方

◆「②加入制度」欄が「厚年」または「船保」の場合は、お勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名を表示しています。

- 年金加入記録を管理する国のシステム（社会保険オンラインシステム）にお勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名が登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。
- 厚生年金保険に統合された旧三公社（J R、J T、N T T）共済組合や旧農林共済組合の加入期間は、加入当時の共済組合名を表示しています。

厚生年金基金の加入期間の表示

厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入している期間をカッコ書きで表示しています。

＜厚生年金基金に関するお問い合わせ先＞

「厚生年金基金の加入期間が10年未満」で脱退された方

▶企業年金連合会（企業年金コールセンター） 0570-02-2666（ナビダイヤル）
 ※お客様の電話番号が050で始まる場合は、03-5777-2666

「厚生年金基金の加入期間が10年以上」で脱退された方または「現在加入中」の方

▶現在または当時のお勤め先の会社が加入している厚生年金基金

◆「②加入制度」欄が「公共」の場合は、「公務員共済」と表示しています。

◆「②加入制度」欄が「私学」の場合は、「私学共済」と表示しています。

これまでの『年金加入履歴』です。

※「②加入制度」欄が「国年」の場合は、被保険者の種別（下表参照）を表示しています。また、「③お勤め先の名称等」欄が「国年」の場合は、被保険者の種別（下表参照）を表示しています。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を 取得した年月日	⑤資格を 失った年月日	⑥加入月数
1	厚年	厚生年金保険 (基金加入期間)	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
2	国年	第1号被保険者 (空いている期間があります。)	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
3	厚年	東京株式会社	平成 7. 10. 1	平成16. 4. 1	102
4	国年	第3号被保険者	平成16. 4. 1		120

⑦国民年金 (a)										⑧船員保険 (c)	
年付月数	金額免除月数	半額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	伊勢等月数	第3号月数	年付月数	年付月数	年付月数	年付月数	加入期間
14	0	0	0	0	0	120	134	(0)	1	0	0

⑨厚生年金保険 (b)										⑩年金加入期間合計 (a+b+c)	
一般厚生年金(厚年)		公務員厚生年金(公共)		私学共済厚生年金(私学)		厚生年金保険(厚年)		厚生年金保険(船保)		⑪内訳別加入期間 (a+b+c+d)	⑫年金加入期間合計 (a+b+c+d)
加入月数 (厚年)	加入期間 (厚年)	加入月数 (公共)	加入期間 (公共)	加入月数 (私学)	加入期間 (私学)	加入月数 (厚年)	加入期間 (厚年)	加入月数 (船保)	加入期間 (船保)		
120 (18)	120 (18)	0	0	0	0	120 (18)	120 (18)	120 (18)	120 (18)	254	3
(6)	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)	(6)	(6)	(6)	(6)		

※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特例加入期間(船保)は、加入期間(船保)に算入されません。
※特

年金記録確認のチェックポイント

ア 年金加入履歴を表示している前の期間

イ 空いている期間

ウ 年金加入履歴を表示している後の期間

ア イ ウ の期間は、
特にご確認くださいポイントです。

以下の項目に該当するような場合は、
記録の「もれ」や「誤り」がある可能性が高くなります。

この期間働いていなかった	☒ 学生であったが国民年金に加入していた。 ☒ 夫（妻）の扶養家族であったが、国民年金に加入していた（昭和61年3月以前に限り）。
この期間働いていた	☒ 退職後、結婚し姓が変わった。 ☒ いろいろな名前の読み方がある。 ☒ 事情があって本名とは異なる名前が勤めた（異なる名前が記録されている可能性があります）。 ☒ 事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日で勤めた（異なる生年月日で記録されている可能性があります）。 ☒ 転職のたびに年金手帳が発行された（年金手帳を一つにまとめる手続きをしていないと記録がもれている可能性があります）。 ☒ 同じ会社（グループ）内で転職や出向を繰り返していた。 ☒ 勤務先の会社が、その後、合併、社名変更、倒産した。 ☒ 試用期間中に退職した。 ☒ 保険の外交員、期間工などとして勤めていた。

お心当たりの方は、思い当たる内容について、
同封の「年金加入記録回答票」に記入し、返信用
封筒で返送していただくか、お近くの年金事務所
にお問い合わせください。

「これまでの『年金加入履歴』です。」の見方②

これまでの『年金加入履歴』です。
表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
(このお知らせは、見方ガイドの4～7ページをご覧ください。)

ア	加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を 取得した年月日	⑤資格を 失った年月日	⑥加入月数
1	厚生	厚生年金保険 (基金加入期間)	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
2	国民	第1号被保険者 (空いている期間があります。)	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	)
3	厚生	東京株式会社	平成 7. 10. 1	平成16. 4. 1	102
4	国民	第3号被保険者	平成16. 4. 1		120

① 国民年金 (a)

納付月数	全額免除月数	半額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	学生等月数	第3号月数	納付済月数計	付加保険料 率付済月数 (納付)	未納月数 (年)	加入月数	加入期間
14	0	0	0	0	0	120	134	(0)	1	0	0

② 厚生年金保険 (b)

厚生年金(厚生)	公務員厚生年金(出向)	私学共済厚生年金(私学)	厚生年金保険計	厚生年金加入 期間合計 年納付済月数 (納付)	合算対象期間等 (d)	必要記録期間 (a+b+c+d)
(18)	120	0	0	0	120	120
(18)	(18)	(0)	(0)	(0)	(18)	(18)
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
					254	3
						257

③ 船員保険 (c)

④ 合算対象期間等 (d)

C-2 / 2015*****Z

a 「⑦国民年金」欄

- ◆国民年金の加入期間の月数を表示しています。
- ◆「納付済月数」欄
 - ・定額の国民年金保険料を納めている月数を表示しています。
 - ・この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の前納期間の月数を含めて表示しています。
- ◆「半額免除月数」、「3/4免除月数」および「1/4免除月数」欄
 - ・国民年金保険料の一部免除（半額免除、3/4免除および1/4免除）を受けている期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り、その納付済月数を表示しています。
- ◆「学特等月数」欄
 - ・学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている期間（以下「学特等期間」といいます）の月数を表示しています。
 - ・学特等期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。
- ◆「未納月数（※）」欄
 - ・国民年金の第1号被保険者期間のうち国民年金保険料を納めていない月数を表示しています。
 - ・この欄には、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が遅れて、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が含まれている場合があります。この期間は、届出により「受給資格期間」に算入できることとなりました。お心当たりの方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
 - ・国民年金に任意加入している期間のうち国民年金保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数は「④合算対象期間等」欄に表示しています。
 - ・納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、金融機関等から納付に関する情報が提供され、年金加入記録を管理する国のシステム（社会保険オンラインシステム）に登録されるまでに一定の期間を必要とするため、この「ねんきん定期便」の作成年月日時点では「未納月数」に計上されている場合があります。

b 「⑧船員保険」欄、c 「⑨厚生年金保険」欄

- ◆船員保険および厚生年金保険の加入期間の月数を表示しています。
- 加入月数と加入期間
 - ・「加入月数」は、実際の加入月数の合計を表示しています。
 - ・「加入期間」は、「⑧船員保険」欄では船員、「⑨厚生年金保険」欄では坑内員として加入した期間の月数を、昭和61年3月までは4/3倍し、昭和61年4月から平成3年3月までは6/5倍して表示しています。
 - ※船員または坑内員として加入した期間がない方は、「加入月数」と「加入期間」が同じ月数になります。

- ◆「⑨厚生年金保険」欄の中段には、厚生年金基金の加入期間の月数をカッコ書きで再掲しています。また、下段には、国家公務員、地方公務員および私立学校教職員の各共済組合制度に基づく退職共済年金（経過の職域加算額）の支給対象となる期間の月数をカッコ書きで再掲しています。

d 「④合算対象期間等」欄

- ◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- ◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
- ◆「特定期間」は、ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。
- ※「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」については、2ページをご覧ください。
- ◆「合算対象期間」と「特定期間」の内訳は、「ねんきん定期便」の「これまでの国民年金保険料の納付状況です」（C-3国ページ）でご確認ください。

「これまでの国民年金保険料の納付状況です。」の見方

① 「納付済月数等の内訳」欄

- ◆年度別に次の月数を表示しています。
- ◆「①納付」欄
 - ・国民年金保険料を納めている月数または第3号被保険者として登録されている期間の月数です。
- ◆「②免除」欄
 - ・国民年金保険料の全額免除を受けている月数および一部免除（半額免除、3／4免除および1／4免除）を受けている月で、免除後の残金の保険料を納めている月数です。
- ◆「③学生納付特例等」欄
 - ・学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている期間（以下「学特等期間」といいます）の月数です。
 - ・学特等期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、老齢年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。
- ◆「④計」欄
 - ・①～③の合計月数です。

⑤「未納」欄

- ◆国民年金保険料を納めていない月数です。
- ◆この「未納」は、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が遅れて、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が含まれている場合があります。この期間は、届出により「受給資格期間」に算入できることとなりました。お気当たりの方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
- ◆一部免除（半額免除、3／4免除および1／4免除）を受けている月であるが免除後の残余の保険料を納めていない月数を含みます。
- ◆国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数は、「⑥合算対象期間等」欄に表示しています。

③ 「⑥合算対象期間等」欄

- ◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- ◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
- ◆「特定期間」は、ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当篇」（２ページ参照）により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。

[illegible]

④ 「月別納付状況」欄

表示	説明
納付済	国民年金保険料を納めている月の表示です。 (国民年金保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含みます。)
未納	国民年金保険料を納めていない月の表示です。 (または「ねんきん定期便」の作成時点で納付が確認できない月です。)
／	国民年金に加入していない月の表示です。 厚生年金保険(各共済組合制度を含みます。)に加入している月も同様です。
3号	国民年金の第3号被保険者として登録されている月の表示です。
全免	国民年金保険料の納付が全額免除されている月の表示です。
半免	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めている月の表示です。
半未	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めていない月の表示です。(未納期間です。)
3／4免	国民年金保険料の納付が3／4免除されていて、残りの1／4の保険料を納めている月の表示です。
3／4未	国民年金保険料の納付が3／4免除されていて、残りの1／4の保険料を納めていない月の表示です。(未納期間です。)
1／4免	国民年金保険料の納付が1／4免除されていて、残りの3／4の保険料を納めている月の表示です。
1／4未	国民年金保険料の納付が1／4免除されていて、残りの3／4の保険料を納めていない月の表示です。(未納期間です。)
学特等	学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている月の表示です。
付加	付加保険料を納めている月の表示です。
合算	国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない月の表示です。
特定	ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、「特定期間」として、受給資格期間に算入される月の表示です。

※納付期限内に国民年金保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されることがあります。